国民年金からのお知らせ

ご存知ですか？障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガにより、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級の１級または２級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

■次の①または②の条件に該当する方は、障害基礎年金を受け取ることができます。

①初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間が３分の２以上であること

②初診日のある月の前々月までの１年間に保険料の未納がないこと

■障害基礎年金の金額（平成23年度）

１級障害	986,000円
２級障害	788,900円

受給者と生計を同じくする18歳に達する年度の末日までにある子ども（障がいのある子は20歳未満）がいる場合は、子どもの人数によって次の額が加算されます。

■加算額

子どもの人数	加算額
１人	227,900円
２人	455,800円
３人	531,700円

日本年金機構では、東日本大震災で被災された方々の年金保険料の免除、年金手続きに関する相談窓口を設置しています。

【被災者専用フリーダイヤル】
☎0120(707)118(通話無料)
受付時間●９月30日までの平日
午前９時～午後５時まで

問い合わせ　町住民生活課　戸籍年金班　☎0187(84)4903(内線1405)

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険負担限度額認定について

■介護保険負担限度額認定とは何ですか？

介護保険負担限度額認定は、低所得者の方が施設を利用する際、食事代と部屋代（居住費・滞在費）を軽減する制度です。この制度を利用した場合の負担限度額（1日あたりの自己負担上限額）は下記の表のとおりです。負担限度額を超えた分は介護保険から給付されます。

■事前に申請手続きが必要です

介護保険負担限度額認定の対象は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に入所、または短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合です。制度を利用する方は、事前に介護保険事務所または美郷町役場福祉保健課地域包括支援班で申請手続きをしてください。

■負担限度額（１日あたり）

利用者負担段階		食事代	部屋代(居住費･滞在費) ユニット型個室	従来型個室	多床室
第１段階	生活保護を受けている方	300円	820円	320円 (490円)	0円
第２段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、[合計所得金額＋課税年金収入額]の合計が年額80万円以下の方	390円	820円	420円 (490円)	320円
第３段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、[合計所得金額＋課税年金収入額]の合計が年額80万円を超える方	650円	1,640円	820円 (1,310円)	320円

※(　)内は介護老人保健施設と短期入所療養介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額です。

■保険給付の例（第２段階の方がユニット型個室を利用した場合）

基準費用額(居住費の全額)1,970円－負担限度額820円＝1,150円が介護保険から給付されます。

問い合わせ　介護保険事務所　保険指導班　☎0187(86)3911
美郷町役場　福祉保健課地域包括支援班　☎0187(84)4907

まなび
～生涯学習のまど～

響きあい　共に育つ　「人づくり」

「陸羽地震と千屋断層」

東日本大震災の発生後、各方面から問い合わせをいただく機会が多くなった千屋断層についてご紹介します。

明治29年（1896年）８月31日の夕方、真昼山地を震源とするマグニチュード7.2の陸羽地震が発生しました。この地震を引き起こした千屋断層は、現在でも釜淵川の両岸や千屋丘陵西麓の一丈木地区から小森地区にかけて、高さ約３ｍの崖として見ることができます。そのため、これほど分かりやすく地表に露出した形で地下の岩盤のずれを見ることができる世界でも数少ない例といわれています。また、この地震により町内にあった家屋、土蔵、寺はつぶされ、明治以前の建物が残っていないことからも地震被害のすさまじさを物語っています。

小森地区に残る地震の爪痕

千屋断層は平成７年に国の天然記念物に指定され、平成21年には日本の地質百選に選定されました。

今年度のふるさと学習講座の中で、千屋断層観察ロードマップを活用した学習を行う予定です。大きな災害を引き起こした地震と防災への備えを考える良い機会ですので、皆さまのご参加お待ちしています。

問い合わせ　教育委員会　生涯学習課　歴史文化財班　☎0187(84)4040

土日祝日も夜7時まで利用できます！

六郷出張所（美郷町学友館）
☎0187(84)4904　☎0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所（美郷町公民館）
☎0187(84)4915　☎0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所の業務時間　午前9時～午後7時

出張所の休業日　毎週月曜日
（国民の祝日にあたる場合は翌日）、12月29日から翌年1月3日

■６月の休業日は

6(月)　13(月)　20(月)　27(月)　です。

出張所ではこのような業務を行っています

下記の証明書の発行
- ●戸籍関係証明書（戸籍抄本･戸籍謄本など）
- ●住民票
- ●印鑑証明書　●所得証明書
- ●課税証明書　●非課税証明書
- ●納税証明書
- ●軽自動車税納税証明書
- ●土地建物その他の証明（資産証明書等）
- ●外国人登録証明書
- ●身分証明書
- ●合併証明書

税や使用料の収納
- ●町税の収納
- ●町営住宅使用料の収納
- ●保育料の収納
- ●上下水道使用料の収納

その他
- ●死亡届･死産届の受理
- ●埋火葬に関する手続き
- ●町税や各種使用料の納付書の再発行
- ●国民健康保険証等の再発行
- ●各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では取り扱っていません

住所に関する届出
●転入届　●転出届　●転居届　●世帯主変更届
※役場住民生活課に届出してください。

戸籍に関する届出
●出生届　●婚姻届　●入籍届　●離婚届　●転籍届
●養子縁組届 など
※役場住民生活課に届出してください。
※土日祝日または夜間にあたる場合は役場日直または宿直に届出してください。